

広報



あみ

人と自然が織りなす、輝くまち



2014  
No.642

9

平成26年  
8月22日発行

## 主な内容

まい・あみ・まつり2014写真集……………	2
住民健診の追加募集を行います……………	4
小児マル福受給者証が変わります……………	9
阿見町本郷地区新小学校建設検討委員会…	12
泳げる霞ヶ浦を目指して……………	15

## まい・あみ・まつり 2014 開催

『輝け阿見町! 輝け未来へ!』

8月2日(土)・3日(日)の2日間開催され、約6万1千人もの参加者となる大盛況のまつりになりました。今後も町民の声を大切にした、愛されるまつりの実現に努力していきます。

(写真は、まい・あみ・まつりでの盆踊りの様子。)

# メインステージ

▼常陸陣太鼓



▼姉妹都市スーペリア市使節団の皆さん



▲▼ジュニアフェス



▼nozomi ガール NEd ショー



▼イバライガーショー



## まい・あみ・まつり2014



▲▼芸能ショー & 阿見昌夫さん



▲▼アミューズフェス



▲▼アミューズフェス



▲小笠原愛美ショー▼フィナーレ



# ストリート



▲▼わいわいパレード



▲▼フラッシュョー



▲▼よさこいソーラン



## 輝け阿見町! 輝け未来へ!



### まい・あみ・アンバサダーオーディション



◀今年度の「まい・あみ・アンバサダー」に選ばれた5人の皆さん

写真左から、  
萩野谷有香さん  
武井敦生さん  
小峰真紀子さん  
石川更紗さん  
下岸新二さん



### 感謝

笑顔・喜び・感動を  
支えてくれる人がいる。



● 8月3日(日)、午前7時30分から約1時間、阿見・朝日・竹来中学校の生徒・先生約200人の皆さん(写真)が、まつり会場および周辺のごみ拾いをしてくださいました。

● 阿見町建設業協会の皆さん(写真)が、7月26日(土)の午前9時からまつり会場の草刈りを、8月4日(月)の午前9時からまつり会場および周辺のごみ拾いをしてくださいました。

### 盆踊り表彰

- 最優秀賞 富士団地
- 優秀賞 上小池有志会
- 技術賞 阿見台
- ユーモア賞 白鷺団地・きずな
- 元気で賞 中郷東・天翔如人
- 町長特別賞 若草会

※まつり会場周辺では、個人や団体など多くの人たちが清掃活動にご協力くださいました。ありがとうございました!  
また、クリーン3か条へのご協力をいただき、誠にありがとうございました!

# 住民健診の追加募集 を行います



## 住民健診の追加募集

総合健診・住民健診へお申し込みしていない人を対象に、住民健診の2次募集を下記の日程で行います（町国保の間ドック・脳ドックや、医療機関健診で受診しなかった項目について受診できます）。

下記の日程で予定が合わない場合は、5ページの医療機関健診をご利用ください。

■ **健診日程** ※希望者多数の場合、ご希望にそえないこともありますのでご了承ください（先着順ではありません）

期 日	場 所	受付時間	
11月12日(水)	舟島ふれあいセンター	午前9時45分～11時	
11月13日(木)	君原公民館		
11月28日(金)	本郷ふれあいセンター	午前9時45分～11時	午後2時～3時
12月2日(火)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』		

■ **健診実施項目** ※対象年齢は平成27年3月31日までの到達年齢（後期高齢者健診は除く）

住民健診に胃がん検診は含まれていません。胃がん検診を希望する人は医療機関健診を受診してください。

健診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
① 特定健診 (町国保)	40～74歳	問診・身体計測（腹囲測定含む）・血圧測定・尿検査・血液検査（脂質・肝機能・血糖・腎機能・貧血検査）・眼底検査・心電図検査	1,300円
	※65歳～74歳で茨城県後期高齢者保険証をお持ちの人は『②後期高齢者健診』にお申し込みください		
② 後期高齢者健診	75歳の誕生日以降	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査（脂質・肝機能・血糖・腎機能） ※高血圧や糖尿病等で受診中の人は、医師にご相談のうえ受診してください ※オプション検査として貧血検査・眼底検査・心電図検査の3項目セット検診を希望される人は、自己負担1,300円で追加できます。健診当日にお申し込みください	無 料

がん検診・健診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
③ 胸部レントゲン検診	40歳以上	胸部レントゲン検査 ※65歳以上結核検診を含む	300円
④ 大腸がん検診		免疫便潜血検査（検便2日分） ※事前に検査キットを郵送します	600円
⑤ 前立腺がん検診	50歳以上	血液検査 ※対象：男性のみ	700円
⑥ 喀痰検査	40歳以上の該当者	喀痰細胞診（胸部レントゲン検査を受けた人のみ受診できます） ※対象：喫煙年数×1日の本数＝600以上の人	800円
⑦ 肝炎ウイルス検査		血液検査：B型・C型肝炎ウイルス検査 ※対象：過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない人のみ受診可	800円
⑧ 成人健康づくり健診	20～39歳	問診・身体計測（腹囲測定含む）・血圧測定・尿検査・血液検査（脂質・肝機能・血糖・腎機能）	1,000円

## ■ 阿見町国保以外の人

健診名	対象年齢	検査内容等
⑨ 特定健診	40～74歳	受診方法・受診会場や自己負担額を必ず保険者にご確認のうえお申し込みください

■ 申込期間 9月19日(金)まで(必着)

■ 申込方法

▼右記1～6をご記入のうえ、はがき等で下記まで郵送してください。健康づくり課窓口でも受付しています。 ※お申し込みされた人には後日、受診券を郵送します。▼住民健診の項目には、胃がん検診がありません。胃がん検診を希望する人は、下記の医療機関健診にお申し込みください。

▼申込先 〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 阿見町役場健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)

▼切り取ってご使用ください(コピーでも可)

1. 住所	阿見町
2. 氏名	
3. 生年月日(年齢)	大・昭・平 年 月 日 ( 歳)
4. 電話番号	
5. 希望の健診	番号は4ページ表参照(○をつけてください) ①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨
6. 希望日	月 日(午前・午後)・いつでも可

『医療機関健診』をご利用ください

町の集団健診では日程が合わない、早めに健診を受けたいという場合は『医療機関健診』をご利用ください。

■ 受診できる健診項目

●対象年齢は平成27年3月31日までの到達年齢

※特定健診・後期高齢者健診の医療機関健診については国保年金課にお問い合わせください

※集団健診とは自己負担額が異なりますので、ご注意ください

健診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
成人健康づくり健診	20～39歳	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査(脂質・肝機能・血糖・腎機能)	1,500円
胸部レントゲン検診	40歳以上	胸部レントゲン検査 ※65歳以上結核検診を含む	500円
喀痰検査	40歳以上の該当者	喀痰細胞診(胸部レントゲン検査を受けた人のみ) ※対象:喫煙年数×1日の本数=600以上の人	1,100円
胃がん検診	40歳以上	胃レントゲン検査(バリウム検査)	3,100円
大腸がん検診		免疫便潜血検査(検便2日分)	300円
前立腺がん検診	50歳以上	血液検査 ※対象:男性のみ	1,100円
肝炎ウイルス検査(B型・C型)	40歳以上の該当者	血液検査:B型・C型肝炎ウイルス検査 ※対象:これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことがない人	1,100円
腹部超音波検診	40歳以上	肝臓・胆のう・すい臓・じん臓・ひ臓の超音波検査	2,400円
骨粗しょう症検診	25～65歳	超音波でかかとの骨密度を測定(男女ともに可)	900円

■ 申込方法

次のいずれかの方法でお申し込みください。お電話によるお申し込みはできません。

- ①健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)に直接来館して申し込み(窓口で受診券を発行します)
- ②郵送による申し込み:町ホームページから医療機関受診券交付申請書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、返信用封筒(宛先を記入し82円切手を貼付)を同封して下記まで送付してください。後日、受診券を郵送します。なお、以下の人はお申し込みできませんのでご注意ください。
  - ▼今年度、すでに人間ドックや脳ドックを受診した人または受診予定の人
  - ▼町の集団健診を受診予定の人 ※ドックや集団健診で受診しない項目はお申し込みできません

▼申込先 〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 阿見町役場健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)

■ 受診できる医療機関

霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター(東京医科大学茨城医療センター敷地内)

■ 受付および受診可能な期間

受付:平成27年2月28日まで  
受診可能期間:受診券の発行日から3か月以内  
※最終受診日は平成27年2月28日となります

■ 自己負担額の免除について

次に該当する人は、町で実施する健診が無料になります。お申し込みの際は、手帳等の証明書をご提示ください。

- ▼身体障害者手帳で障害の程度が1級または2級の人
- ▼精神障害者保健福祉手帳で障害等級1級の人
- ▼療育手帳で㊴またはAの人
- ▼生活保護受給者

# 不妊治療費助成事業

不妊治療を受けている夫婦の経済的・精神的負担を軽減するため治療費の一部を助成します



健康づくり課保健予防係 ☎888-2940

## 県不妊治療費助成事業

県は、体外受精・顕微授精を受けた人（平成26年度内に治療が終了した人）に治療費の一部を助成します。

### ▼内容

これまでの助成歴	年齢	平成26年度の助成回数	助成限度額
はじめての申請	39歳まで	通算6回まで(年間助成回数制限なし)	1回の治療につき15万円(一部の治療については7万5千円)まで
	40歳以上	年度2回まで(初年度3回まで)	
平成25年度以前に申請あり	年齢制限なし	年度2回まで・通算5年度・通算10回まで	

※年齢は、新規(1回目)に助成を受けた際の治療開始日の妻の年齢です。年齢は誕生日を基準とします

※平成28年度からは、通算助成回数に満たない場合であっても、43歳以降に開始した治療は助成対象になりません

### ▼対象 次のすべての要件に該当している人

- ① 法律上の婚姻をしている夫婦で、夫または妻のいずれか一方が県内に住所を有する
- ② 夫および妻の前年の所得の合計額が730万円未満である(詳細は下記へご確認ください)
- ③ 県が指定する医療機関において実施した治療である

### ▼申請方法 まずは所得要件や申請書類などの確認のため、申請前に必ず下記までご相談ください。治療・支払いの後に、保健所に必要書類を添えて申請する

### ▼必要書類

- ▼県不妊治療費補助金交付申請書
- ▼県不妊治療費助成事業受診等証明書
- ▼医療機関発行の領収書
- ▼住民票謄本(交付日から3か月以内のもの)
- ▼夫および妻の所得(課税)証明書(控除の記載があるもの)各1通

### ▼問い合わせ 土浦保健所健康増進課 ☎821-5398

## 町不妊治療費助成事業

県の不妊治療費補助金交付を受けた人で、体外受精・顕微授精の治療費が県の補助金額を超えているものに対し、さらに町からも治療費の一部を助成します。

### ▼内容 県不妊治療費助成事業の助成回数に準じて、1回の治療につき5万円(一部の治療については2万5千円)まで助成します

### ▼対象 次のすべての要件に該当している人

- ① 県不妊治療費助成事業補助金の交付を受け、さらに治療費がそれを上回っているもの
- ② 法律上の婚姻をしている夫婦で、夫または妻のいずれか一方が治療の終了日において町内に住所を有する

### ▼申請方法 県の不妊治療費補助金交付決定を受けた後、必要書類を持参のうえ健康づくり課に申請する

### ▼必要書類

- ▼町不妊治療費助成事業補助金交付申請書(健康づくり課窓口で受け取る)
- ▼県不妊治療費補助金交付決定および額の確定通知書の写し
- ▼県不妊治療費助成事業受診等証明書の写し(県に提出前に複写をとっておく)
- ▼住民票謄本の写し ※同一年度内2回目以降の申請の場合は、身分証明書の写しでも可
- ▼医療機関発行の領収書(原本を提出していただき、確認後返却)

### ▼問い合わせ 健康づくり課保健予防係(総合保健福祉会館内) ☎888-2940

# 消費者コーナー

## 『町消費生活センターだより』 26年度・第2回



### 9月は高齢者向け悪質商法・振り込め詐欺被害防止キャンペーン月間です

連日テレビや新聞で報道されているように、悪質商法や振り込め詐欺による高齢者の被害が後を絶ちません。9月は県内の関係機関が共同して、悪質商法や振り込め詐欺から高齢者を守る啓発事業を実施しています。電話勧誘などで、立場の違う複数の業者が登場する「劇場型勧誘による悪質商法」が急増していますので、事例を紹介します。

#### ●事例

##### 「権利を譲ってほしい」「名前だけ貸してほしい」とせまる業者に注意！

2週間前、A社から電話があり、「パンフレットを送るので届いたら連絡してほしい。」と言われた。数日後A社からの封書が届いたので開けてみるとA社はオリンピック関連の会社で、社債勧誘のパンフレットが入っていた。

その後大手通信会社を名乗るB社から電話があり、「A社のパンフレットは届いていないか。」と聞かれた。届いていると答えると、「パンフレットが届いた人しかA社の社債を購入する権利がない。」「権利を譲ってほしい。」と言われた。断ると「名前だけ貸してほしい。」と言われた。



#### ●アドバイス

- ▶「パンフレットが届いていないか」「権利を譲ってほしい」は、「劇場型勧誘による悪質商法」です。相手にせず、きっぱり断りましょう。「名前だけ貸して」には要注意です。後になって「名義貸しは犯罪」などと脅してくる可能性があります。
- ▶電話を切っても、何度もかけてくる業者もいます。在宅中も留守番電話設定などを利用して、心当たりのない番号からの電話にはでないようにしましょう。

### 茨城県内における振り込め詐欺等の認知状況（平成26年1月～6月）

二セ電話詐欺		件数	被害額
振り込め詐欺	オレオレ詐欺	48	1億6373万4千円
	架空請求	37	2億9195万3千円
	融資保証金	10	1910万9千円
	還付金等	9	621万3千円
振り込め類似詐欺	金融商品	8	7159万2千円
	ギャンブル	7	1259万5千円
	その他	10	1億4035万円
合計		129	7億0554万6千円

問い合わせ：▼町消費生活センター ☎888-1871（ファクシミリ兼用／月～金曜日の午前9時～午後4時）▼商工観光課 ☎888-1111（171）

国民健康保険で・・・

# こんな給付が 受けられます

# 国保

お問い合わせは…  
国保年金課国保係  
☎888-1111(131～133)

国保税 納めて安心 わが家の健康

## 出産育児一時金

国保の被保険者が出産したときに支給されます。妊娠12週以降であれば、死産・流産でも支給されます。

## 支給額

原則42万円となります。ただし、妊娠22週未満での出産および産科医療保障制度(※1)加入医療機関等以外での出産の場合は39万円です。

※1 産科医療保障制度：出産に関連して脳性まひとなつた子・家族の経済的負担を補償する制度。詳しくは出産予定の医療機関等へお問い合わせください

## 直接支払制度

出産育児一時金が原則として町国保から医療機関等に直接支払われる制度です。利用される人は、出産予定の医療機関等でご確認ください(役場では直接支払制度の申請ができません)。

● 出産費用が42万円(※2)を超えた場合の差額は、退院時に医療機関等へお支払いください  
● 出産費用が42万円(※2)未満

満の場合の差額は、出産後に町国保へ請求してください(①医療機関等で交付される領収・明細書②印鑑③世帯主の金融機関の口座番号がわかるもの④医療機関等で交付される直接支払制度利用の合意書—を持参)

● 直接支払制度を希望されない場合は、出産後に町国保へ請求してください(右記①～③、医療機関等で交付される直接支払制度を利用しない旨の合意書を持参)

※2 妊娠22週未満での出産および産科医療保障制度加入医療機関等以外での出産の場合は39万円

妊産婦本人が会社を辞めて6か月以内の出産であれば、会社の健康保険等から出産育児一時金が支給されることがあります。詳しくは会社の健康保険等へお問い合わせください。

## 葬祭費

国保の被保険者が亡くなったとき、その葬祭を行った人に支給されます。

● 支給額：5万円

● 申請に必要なもの：亡くなった人の保険証・喪主の金融機関の口座番号がわかるもの・会葬礼状など(喪主を確認するため)・印鑑

「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「標準負担額減額認定証」が必要で、国保年金課窓口申請してください

## 入院時の食事代

● 国保の被保険者が入院中のとき、一食の食事にかかる費用の一部(左表の入院時の食事にかかる標準負担額)を負担するだけで、残りを入院時食事療養費として国保が負担します。

● 1日の標準負担額は、3食に相当する額が限度となります  
● 住民税非課税世帯の人は

## 訪問看護療養費

● 居室で医療を受ける必要があり、医師が認めた人が、訪問看護ステーションなどを利用したときは、費用の一部(自己負担割合1/3割は年齢や所得により異なる)を支払うだけで、残りは国保が負担します。

## ● 入院時の食事にかかる標準負担額 (1食あたり)

一般(下記以外の人)	260円	
住民税非課税世帯および低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	90日を超える入院(過去12か月の入院日数) ※3	160円
低所得者Ⅰ	100円	

▼ 低所得者Ⅱ：同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人(低所得者Ⅰ以外の人)

▼ 低所得者Ⅰ：同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる世帯に属する人

※3 90日を超えた時点でも申請が必要となります

# 10月から小学校4年生以上の 「小児マル福受給者証」 が変わります



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111 (134・135)

## ●改正内容

	平成26年9月30日まで	平成26年10月1日から
県制度(所得制限あり)	0歳から小学校3年生までの入院・外来	0歳から小学校6年生までの入院・外来および中学生の入院
県制度に該当しない場合(中学生の外来を含む)であっても、引き続き町が独自に助成します		

**10**月からは、県の小児医療福祉費助成制度(マル福)の改正により、小学校4年生から中学校3年生までの受給者証が変更となります。小学校3年生までの人は変更ありません。なお、今回の改正により、医療機関に支払うマル福の自己負担金および町によるマル福の自己負担金の助成に変更はありません

### 小児医療福祉費助成制度(マル福)について

小児医療福祉費助成制度とは、町に住所があり、各種健康保険に加入している0歳から中学校3年生の人に対し、保険診療となる医療費(柔道整復師等による健康保険適用の施術も含む)を助成する制度です。

### 改正により10月以降変更になるもの

●小学校4年生から小学校6年生まで

▼受給者証の有効期限が誕生日までとなり、**誕生日ごと**の更新となります

▼入院・外来ともに使用できる1枚の受給者証が新たに交付されます

●**中学校1年生から中学校3年生まで**

▼受給者証の有効期限が誕生日までとなり、**誕生日ごと**の更新となります

▼所得制限内の人は「入院のみ」「外来のみ」の2枚の受給者証が新たに交付されます。県の所得制限を超過する人は、入院・外来ともに使用できる1枚の受給者証が新たに交付されます

▼ひとり親家庭のマル福に該当する人は、そちらが優先されます

### 改正に伴う手続きについて

小学校4年生から中学校3年生までの人が10月1日以降もマル福を受給するためには、保護者の所得確認が必要となります。転入や未申告等により、所得の確認がとれない人や、手続きが必要な人については、8月上旬に案内通知を郵送していますので、内容をご確認のうえ手続きをお願いします。

なお、手続きが不要な人は、10月1日から使用できる受給者証を9月下旬に郵送しますのでご確認ください。

### 県内の医療機関等にかかる場合は…

健康保険証と医療福祉費受給者証を提示することで、窓

口での自己負担は左記のとおりになります。

▼外来診療の場合:一つの医療機関につき1日600円、月2回を限度に自己負担となります。なお、保険薬局での調剤にかかる自己負担はありません

▼入院の場合:1日300円、月3000円を限度に自己負担となります。入院時の食事代(標準負担額)は自己負担となります

### ●町からの助成

小児に該当の人およびひとり親家庭に該当の中学校3年生までの人は、医療機関の窓口で支払った外来および入院自己負担金を町が独自に助成します。

### 県外の医療機関等にかかる場合は…

医療福祉費受給者証は県外での診療には使用できません。県外で診療を受けたときは、国保年金課窓口で医療福祉費支給の申請をしてください。後日、口座に振り込みます。申請に必要なものについては、係までお問い合わせください。



# 年金を受ける時はお忘れなく 老齢基礎年金の 裁定請求手続き

# 国民年金

国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

## ●年金ごとの請求書提出先

加入年金制度		請求書提出先
国民年金	第1号被保険者期間のみ	国保年金課
	第3号被保険者期間がある	土浦年金事務所
厚生年金のみ		最後に勤務した会社の管轄年金事務所
共済年金のみ		加入していた共済組合
国民年金基金・厚生年金基金		それぞれ加入していた基金

## ●2つ以上の制度に加入していた場合の請求書提出先

加入年金制度		請求書提出先
国民年金と 厚生年金	最終が国民年金	土浦年金事務所
	最終が厚生年金	最後に勤務した会社の管轄年金事務所
国民年金と共済組合		土浦年金事務所および加入していた共済組合
厚生年金と 共済組合	最終が厚生年金	最後に勤務した会社の管轄年金事務所および加入していた共済組合
	最終が共済組合	土浦年金事務所および加入していた共済組合
国民年金と 厚生年金と 共済組合	最終が厚生年金	最後に勤務した会社の管轄年金事務所および加入していた共済組合
	最終が国民年金または共済組合	土浦年金事務所および加入していた共済組合

**年金**は、受けられる資格があっても自動的に支払われるものではなく、自分で年金を受けるための手続き(裁定請求)をしなければなりません。  
この手続きは、加入していた年金の種類によって請求書の提出先が異なりますので、ご注意ください(左表参照)。

## 手続方法等

●特別支給の老齢厚生(退職共済)年金を受給している人は、65歳になる誕生日(1月生まれの場合は前月)に、日本年金機構から『裁定請求書』(はがき)が送付されますので、そのはがきを返送することで老齢基礎年金の請求となります

●老齢基礎年金は、60〜64歳の間に期間を繰り上げて請求することができます(65歳で請求した時に支給される額から一定率で生涯減額支給)。また、66歳〜70歳の間に期間を繰り下げて請求することもできます(65歳で請求した時に支給される額から一定率で生涯増額支給)

●裁定請求する際の添付書類は、請求者ごとに異なりますので、事前に問い合わせください

詳しくは国保年金課または土浦年金事務所お客様相談室(☎824-7169)まで

## ■ご存じですか? 国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができ(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた人に限られます)。また、海外に在住する日本国籍を持つ人も、国民年金に加入することができます。

詳しくは、土浦年金事務所(☎824-7121)にお問い合わせください。

# 高齢者の交通事故防止

交通防災課交通防犯係 ☎888-1111 (276・277)

9月は交通事故防止、特に高齢者における交通事故防止を強く推進する月となっています！

9月1日～20日 高齢者の交通事故防止強調運動実施期間

9月21日～30日 秋の全国交通安全運動期間

昨年の県内高齢者交通事故死者数は103人で全国ワースト3位となっており、県内交通事故死者数の6割を高齢者が占める状況となっています。

昨年の阿見町における高齢者の交通事故件数は46件（平成24年から6件増）で、内1件が死亡事故です。

予期することができない交通事故は、家族や周りの人へも大きな影響をもたらし、死亡事故による悲しみは計り知れないものとなります。交通事故防止は、交通ルールの遵守・正しい交通マナーの徹底からです。

皆さん一人ひとりが交通安全を徹底し、安全安心なまちづくりを実現しましょう。

## 薄暮時の歩行者注意！

- ▼9月から12月まではだんだん日が短くなってきます。人对車両事故による歩行中の死者数は、薄暮時に連動しているとの分析結果が出ており、高齢者の歩行者死者数は、夜間が8割で18～20時に集中しています
- ▼高齢者の死者数は、歩行者が最多で、80歳以上が特に多くなっています。また、歩行者の死者数の9割が高齢者となっています
- ▼高齢者歩行者の死者の約5割が、自宅から500m以内で事故に遭っています
- ▼事故原因の約7割が歩行者にあり、「走行車両の直前直後の横断」「横断歩道外横断」などが原因となっています。薄暮時には、これら死亡事故になりやすい違反が増加します
- ▼薄暮時には、「見えにくくなった人（高齢歩行者）」と「まだよく見えると思い込んでいる人（車両運転者）」が混在しており、事故が起こりやすい状況となっています

■薄暮時・夜間は、ライトの早め点灯を心掛け、対向車や先行車がない場合は「ハイビーム（ライトの上向き）」にしましょう

▼下向きライトの照射距離は約40mです。時速60kmで走行した場合の停止距離は、約40mで歩行者がライトに照らされてからでは、事故回避が困難となります

▼上向きライトの照射距離は約100mです

■歩行者は視認性の高い服装や反射材を身につけましょう

▼車両のライトは非常に明るいものですが、運転者から歩行者がよく見えていると思い込まないようにしましょう



■高齢運転者の安全五則

- ①一時停止場所では必ず止まり、左右の安全を確認する
- ②ハンドル・ブレーキの操作を的確に行う
- ③交差点では必ず安全を確認する
- ④信号を守り、信号の見落としに注意する
- ⑤脇見・ぼんやり運転をしない



# 『阿見町本郷地区 新小学校建設検討委員会』 を組織しました

教育委員会学校教育課 ☎888-1111 (312)

教育委員会では、本郷地区の新小学校建設に向けて、「阿見町本郷地区新小学校建設検討委員会」を組織しました。

7月14日(月)に開催された第1回検討委員会において、地域の代表・保護者の代表・学校長の代表・町議会の代表・教育委員会の代表及び町職員に検討委員が委嘱されました。

阿見町教育振興基本計画を基に、児童にとって望ましい学校環境を整備するため、広く意見を集約し、新小学校の建設について検討していくことになります。

## 予定される新小学校の概要

	所在地	阿見町本郷1丁目5	敷地面積	26,049.35㎡
校舎	建物構造	鉄筋コンクリート造	延床面積	8,000㎡程度
	普通教室	24教室	特別支援教室	4教室
	特別教室	9教室程度(理科教室・生活教室・音楽教室・図画工作教室・家庭教室・視聴覚教室・コンピューター教室・図書室・特別活動室等)		
屋内運動場	構造	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)	延床面積	1,400㎡程度
プール	計画していない			
児童クラブ	敷地内に別棟で建設予定			



▲新小学校建設予定地



▲第1回検討委員会の様子

## 本郷地区新小学校建設のスケジュール

平成26～27年度	基本設計、実施設計
平成28～29年度	校舎建設工事、屋内運動場建設工事、外構工事
平成30年4月	開校

# 子育てを応援します



みなさん、こんにちは。  
残暑も厳しい毎日ですが、朝夕は心地よい風が吹き、秋の訪れを感じられるようになってきました。  
今回は、『生活』に関する Q&A です。

## Q 好き嫌いが多く困っています。どのように食事をすすめればよいですか？

**A.** 1～2歳頃は、味覚が発達し食べ物の好き嫌いが出始めるころです。栄養がとれているのかと不安になり、何でも食べてほしいと思いますね。しかし、無理に食べさせようと時間をかけてしまうと、食べる意欲を失うことにもつながります。

体をたくさん動かして遊び空腹で食事の時間を迎えるようにし、楽しい雰囲気の中で食事をすると食べる意欲につながっていくと思います。



## Q トイレトレーニングは、どのようにすすめていけばよいですか？

**A.** トイレトレーニングは個人差があります。「おしっこ」「しーしー」と意思を伝えるようになり、排泄間隔が長くなったら始める目安です。タイミングをみて、起床時・睡眠前・着替え時など無理なく誘い、トイレの絵本を見て楽しく興味をもてるといいですね。嫌がらずにトイレに行き、成功した時はたくさんほめ、意欲を持続できるようにしましょう。夏にオムツがとれても冬にはオムツが必要になることもあります。気長に焦らずゆったりとした気持ちですすめていけるといいですね。



## Q イヤイヤ期は、どのように接すればよいでしょう？

**A.** 何でも嫌がる姿は、成長の過程でもあり、自我が芽生えた証拠です。この時期、自分の思いを言葉でうまく表現できず、「いや」という自分の知っている言葉で表現していることがよくあります。「だめ」など命令や禁止される言葉を嫌がります。子どもの気持ちを尊重し、受け入れてもらえたと感じられると、安心し自信につながっていくことでしょう。

「～できるかな」「～やろうね」と優しく声掛けをし、できた時にはたくさんほめてあげましょう。



各保育所・保育園についての問い合わせ：児童福祉課 ☎888-1111 (168)

# 男女共同参画 出前講座を実施しています



このマークは男女共同参画社会のシンボルマークです

共に創ろう!! 一人ひとり輝く くらしや地域

町民活動推進課 ☎888-1111 (271)

男女共同参画社会の形成に向けた取り組みは、国際的な動き、国や県の働きと連動しながら進める必要があります。また、暮らしに関わる課題であるため、町民と共に推進することが求められています。そこで、推進事業の一つとして出前講座を実施しています。

講座は、男女共同参画社会の形成の促進に関する諸問題について女性の視点から解りやすくまとめた内容となっております。

## 講座内容

- ① 防災について
  - ② DV・虐待・子育てについて
  - ③ 皆が幸せになる(男女共同参画)社会について
  - ④ 老い支度はなぜ必要か? について(エンディングノート内容・書き方)
- ※講座は、内容・時間等ご要望に応じ対応致しますので、ご相談ください



## パワハラ (パワーハラスメント) とは

職場の上司など権限を持つ人が、立場の弱い部下などに対して、力にものを言わせて無理難題を強要したり、私生活へ介入したり、ときには人権の侵害にあたるような嫌がらせを繰り返し行うことを言います。つまり、指導育成や業務上の命令などに隠れて表面化しにくいことが問題とされています。

近年では、パワハラが原因で自殺に追い込まれる事例も起きています。一人で悩まず相談するなどの対策を取ることが必要です。

### ● パワハラの分類

原因の多くは上司の感情と性格的な問題です。

- ① 攻撃型 ▼他の社員たちの前で怒鳴る  
▼ねちねちと嫌味を言う
- ② 妨害型 ▼仕事の足を引っ張る  
▼必要なものや情報を与えない
- ③ 強引型 ▼自分のやり方を押し付ける  
▼責任をなすりつける
- ④ 否定型 ▼人格を否定する  
▼能力を評価しない



## セクハラ (セクシャルハラスメント) とは

「性的嫌がらせ」と訳されることが多いですが、要するに性差別を背景にした「いじめ」です。そして、重大な人権侵害です。

職場におけるセクハラは、労働者が不快に感じればセクハラになります。

男女雇用均等法 21 条では、会社(事業主)に就業環境が害されないように雇用管理上必要な配慮をしなければならないと定めています。

### ① 被害者の対処法

▼会社への苦情・相談、救済の申し立て、使用者責任の追求

会社には、法律でセクハラ防止義務があります。被害者からの苦情や相談について、セクハラ防止策・雇用管理上配慮すべき内容を検討し、従業員に周知徹底させる責任があります。セクハラ情報は、プライバシーの問題でもあり、会社は十分配慮する必要があります。

### ② 気をつけよう! これもセクハラ?

- ▼女性社員を「女の子」、「おばさん」と呼んだ
- ▼「まだ結婚しないのか?」と尋ねた
- ▼勤務時間後にしつこく飲み会に誘った
- ▼「女は産休で休めていいな」とみんなの前で言った
- ▼「僕がいやなら辞めていいんだよ」と耳元で言った
- ▼「まだ子どもできないの」とみんなの前で言った
- ▼「どうして結婚しないの」とみんなの前で言った

9月1日は霞ヶ浦の日

# 泳げる霞ヶ浦を目指して

環境政策課 ☎888-1111 (116)

## 霞ヶ浦の水質改善に取り組んでいます

霞ヶ浦は、琵琶湖に次いで日本で2番目に大きい湖です。

今のような形になったのは、約1300年から2000年前といわれています。右の参考データからわかるとおり、水深が非常に浅い湖です。

昭和40年代中ごろまでは、湖水浴場として泳げるほど霞ヶ浦は身近な存在でした。

県と霞ヶ浦の周辺市町村では「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」により、「泳げる霞ヶ浦・遊べる河川」の実現に向け取り組んでいます。

## ●霞ヶ浦と琵琶湖の比較

項目	霞ヶ浦	琵琶湖
最大水深	約7m	約103m
平均水深	約4m	約41m
湖面積	約220km <sup>2</sup> (第2位)	約670km <sup>2</sup> (第1位)
湖岸の距離	約252km	約235km
湖の容積	約8.5億m <sup>3</sup>	約275億m <sup>3</sup>

## 私たちにできる霞ヶ浦浄化対策10ヶ条(概略)

- ① 台所には、目の細かいストレーナーなどを使いましょう
- ② 天ぷらなどの油は、使い切るか固めたりして、ごみとして出しましょう。また、リサイクル回収をすすめましょう
- ③ 食器は、少量の洗剤で洗ったり、アクリルたわしを利用して洗いましょう
- ④ 台所の調理くずは、コンポストなどで堆肥にしましょう
- ⑤ お風呂の残り湯は、有効に使いましょう
- ⑥ 水路や側溝などを定期的に清掃しましょう
- ⑦ 川や湖にごみを捨てないようにしましょう
- ⑧ 庭木・草花・菜園などへの肥料や農薬は使い過ぎないようにしましょう
- ⑨ 下水道への接続や高度処理型浄化槽を設置しましょう
- ⑩ 浄化槽は、定期的に点検・清掃・検査をしましょう



▲湖水浴客で賑わう掛馬水泳場(昭和40年代)

## 動物愛護の推進

▼国では、9月20日から26日までを「動物愛護週間」としています。また、県では、動物愛護の啓発強化を図るため、9月を「動物愛護月間」としています。平成25年度における、町から県動物指導センターに引き渡された犬の頭数は県内で1番少なく、猫は県内で5番目に少ない数となっています。

ペットは家族の一員として、愛情を持って最後まで面倒をみましょう。

▼町動物愛護協議会では、保護された子猫の里親会を開催しています。平成25年度は4回開催し、飼い主のいない子猫46匹のうち10匹が新たな飼い主に引き取られました。当協議会では、処分される動物を一匹でも減らし、人と動物が共生することができる地域社会づくりを進めています。



▲飼い主のいない子猫の里親会

## おしらせ

※詳しくは、町環境政策課へお問い合わせください

- ① 町動物愛護協議会では、協力員を募集しています
- ② 不幸な命を減らすため、飼養する犬および猫の不妊去勢手術を受けましょう。町の費用補助制度があります
- ③ 動物を捨てることは犯罪です。絶対にやめましょう

# 民生委員児童委員協議会だより



民生委員の  
マーク

民生委員児童委員協議会

会長 伊藤 清悦



平成二十五年十二月一日付にて厚生労働大臣より全国の民生委員・児童委員が委嘱されました。町の民生委員児童委員は七十四人、主任児童委員が三人の総員七十七人です。

この七十七人で町民生委員児童委員協議会を組織し、その中で役場社会福祉課や社会福祉協議会（社協）と連絡を密にし、関係機関、団体との連携を図り、住民ニーズの把握から課題解決に向けた取り組みをしています。また、福祉関係の研修会を毎月開催して識見の向上に努め、新しい福祉課題にも対応する力を養っています。

さらに、今後の災害に備えた「阿見町災害時要援護者支援制度」に全面的に協力し、昨年名簿作成が出来ました。万が一の大災害時に、一人で安全に避難場所まで避難することが困難な高齢者や障害者等（災害時要援護者）を支

援するためのプランです。今後この活動に協力していきます。

今後の活動のひとつには、町が進めている行政区単位の「地区福祉ネットワーク」づくり構想があります。行政区長を中心に組織づくりが進められると思いますが、この実現に向けても取り組んでいきたいと考えています。

民生委員・児童委員は各地区で福祉活動を展開しています。その根本は民生委員児童委員信条に「わたくしたちは、誠意をもって、あらゆる生活上の相談に応じ、自立の援助に努めます。」

今後も皆さまのご協力、よろしく願います。

◀全体定例会の様子



副会長（阿見中地区担当）

野呂 薫



平成二十五年十二月一日に民生委員・児童委員の一斉改選により町の委員も三分の一の委員が新しいメンバーとなり、それぞれの地域で身近な相談役として、また関係機関へのパイプ役として誰もが住みよい地域づくりの一員としてスタートしました。

ますます複雑多様化する福祉問題に関し委員個々の対応でなく、地区全体の問題として勉強会を通じ研さんをしていくところです。

特に、平成二十四年度からスタートしました「阿見町災害時要援護者支援制度」に伴う要援護者の把握に努めているところです。

より多くの対象者が制度の趣旨をご理解のうえ、登録していただき、災害発生時の安否確認に役立てていきたいと思えます。

安否確認は地域住民の参加が不可欠であり、民生委員

児童委員と自主防災組織等が一体となって見守ることが、誰もが住みやすい町づくりの一環ではないかと思っております。

また、高齢化に伴う要介護者の増加とそれを支える年代層の減少が顕著に表れ、介護を支えることが難しい時代となって来ておりますが、今後は地域の皆さんで支えあう互助も重要な役割の一部となってくるのではないのでしょうか。

民生委員・児童委員として「有事」の心構えをもって慣れ親しんだ地域の皆さんに甘えて力まず活動していきたいと考えておりますのでよろしく願います。

◀阿見中地区定例会の様子



副会長（朝日中地区担当）

藤平 勇雄



私たち民生委員・児童委員（主任児童委員一名を含む）は朝日中学校区を受持対象区域として二十名の委員により活動しています。平常業務としては、十数種に区分された項目の福祉票を基に定期的（随時）に対象者宅を巡回しています。

最初に安否と健康状態を確認して、その後日常的な会話をし、悩みごと等に対応しています。具体的な内容は複雑多岐にわたっており記述することができませんが、容易ではありません。また、年々増加しているひとり暮らしの皆さまには相互の交流の場として、社会福祉協議会主催によるほのぼのの交流昼食会および日帰りバス旅行、ふれあい電話等の希望者にかかる取りまとめ、敬老会等の行事にも積極的な参加を呼びかけています。

児童委員として、小学校・中学校の入学・卒業式、運動

会、朝の「あいさつ声かけ運動」にも各委員が積極的に参加しています。

また、当地区では、平成二十五年一月から牛久警察署防犯協会所有の青色パトロール車を活用し、区域内の本郷小、実穀小の下校時の児童見守りパトロール班を編成し、年間十五回の巡回を予定しています。

なお、当地区は先の一斉改選により約半数の委員が交替したため、対象者の皆さまに長期間支障をきたすことのないよう研修会等により全委員一丸となり研さん努力をしています。

また、最近の事例として、少子・高齢社会の影響を受けていると思われる相談内容が多く感じられます。一番身近なことなので早急な解決が必要です。そのためにはネットワークの更なる充実を図ること。具体的には、委員相互が情報を共有し、学校・家庭・地域社会等関係機関団体と連携を密にすることです。

この情報収集が個人情報部（プライバシー）にかかる部分が多く早期解決に支障を

きたしております。

従ってこれの緩和策が一日も早く打ち出されることを、強く希望するものであります。

◀朝日中地区定例会の様子



副会長（竹来中地区担当）

佐藤 勲



私たち、民生委員・児童委員は平成二十五年十二月一日に新任・再任として出発しました。新任委員は十ヶ月

を経過し、地域を支えることとの大事さが判る時期かと思えます。志を持って地域

の福祉向上のために行動を心掛けたいと考えています。

近年、町では社会福祉課、民生委員児童委員協議会による要援護者支援プランを個別に作成してきめ細やかな対応を致しております。

また、先の大雪の際には生活道路の通行確保のために、除雪・雪掻き等を地域の有志の人とトラクターや重機を使い通行の確保を行いました。

このように各自が出来ることから行動を始めることが、支え合い、助け合う地域を形成する上で大切だと考えます。安心して暮らせる町づくりに向かって福祉推進委員である行政区長、社会福祉課、社会福祉協議会の協力のもとに進めております。日々の暮らしの中で困った問題が起らないように高齢者、障害者、子どもたちに関すること、在宅福祉や生活費に関すること等に関して丁寧に相談に応じております。

今後問題解決につなげていくことが福祉に携わる私たち民生委員・児童委員の役目であると思えます。

◀竹来中地区定例会の様子



●このような活動をしています

民生委員・児童委員は、地域福祉の増進を図るため、協力活動および相談・指導を行っています。また、相談内容の秘密は硬く守られます。安心してご相談ください。

◀小美玉市小川民生委員・児童委員協議会との交流会の様子



# 図書館へようこそ!

開館時間

火～金曜日/午前9時～午後7時

※土・日・祝日は午後5時まで

町立図書館では、町民の皆さまの生涯学習のさらなる進展を支援し、質的サービスの向上と安定した運営に努めています。また、図書館サポーターの皆さまにご協力をいただき、地域の皆さまが生きがいをもち、心豊かな生活が送れるよう、協働で運営する図書館づくりを目指しています。どうぞお気軽に図書館にお出かけください。お待ちしております。



図書館 ☎887-6331

## ■図書館ってどんなところ? ホームページをのぞいてみよう!

図書館では、約14万5千冊ある図書・雑誌・視聴覚資料(CDやDVD)の閲覧や無料貸出をしています。ホームページ上で簡単に図書やCDの検索ができます。また、登録をすれば、インターネットで予約することもできます。ぜひ図書館のホームページ([http://www.town.ami.ibaraki.jp/toshokan/ami-library\\_index.htm](http://www.town.ami.ibaraki.jp/toshokan/ami-library_index.htm))をのぞいてみてください。

### ▼2014年上半期の人気図書ベスト3をご紹介します

今年の上半期に、皆さんによくご利用いただいた図書や雑誌をご紹介します。

一般向け/小説・エッセイ	
単行本	文庫本
海賊とよばれた男 下(百田尚樹著 講談社)	疾風ロンド(東野圭吾著 実業之日本社)
祈りの幕が下りる時(東野圭吾著 講談社)	空蟬ノ念 45(佐伯泰英著 双葉社)
海賊とよばれた男 上(百田尚樹著 講談社)	湯島の罨 44(佐伯泰英著 双葉社)
夢幻花(東野圭吾著 PHP研究所)	
一般向け/その他	雑誌
るるぶ茨城'14～'15(JTBパブリッシング)	サンキュ! 2014/1月号「今あるお金で 最高に幸せに暮らす」((株)ベネッセコーポレーション)
うちの3姉妹 16(松本ぷりっつ著 主婦の友社)	婦人公論 2013/12/22・2014/1/17「ゆうゆう老後」と「貧困老後」の分岐点(中央公論社)
うちの3姉妹 15(松本ぷりっつ著 主婦の友社)	婦人公論 2014/2/7「ご機嫌な毎日を送る心の持ち方」(中央公論社)
うちの3姉妹 特別編(松本ぷりっつ著 主婦の友社)	
児童向け	郷土資料
かいつソロリのまほうのランプ～(原ゆたか作・絵 ポプラ社)	思わず人に話したくなる茨城学(県民学研究会編 洋泉社)
がんばれ!ルルロ口あわあわおばけ(あいはらひろゆき文 KADOKAWA)	生ききる 第1巻(和田幸也著 銀の鈴社)
かぐや姫の物語(高畑勲原案・脚本・監督 徳間書店)	茨城歴史探訪ウォーキング(ジェイアクト著 メイツ出版)

## ■読書のほかにもいろいろな企画がいっぱいです

図書館では、ボランティア団体や地域の皆さんが企画したさまざまなイベントを開催しています。「図書館だより」や「あみ★ライブラリー」で毎月のイベントをご紹介しますのでご覧いただき、ご参加ください。

- ▼講演会や講座・教室 夏休みや生涯学習フェスティバルに合わせて、出前講座や記念講演会などさまざまなイベントを企画しています。
- ▼乳幼児向け読み聞かせ 1階おはなしコーナーでボランティアの皆さんが、毎月第1日曜日に『かみしばい会』、毎週火曜日に『絵本の読み聞かせ』などを行っています。赤ちゃんからご参加いただけます。
- ▼赤ちゃんタイム 毎週火曜日(午前10時～正午)に「赤ちゃんタイム」を設けています。赤ちゃんの泣き声を気にせず、安心して本を選んでいただける時間帯です。利用者の皆さんが、赤ちゃんの図書館デビューを温かく見守っています。
- ▼ギャラリー展示会 地域の皆さんが創作した絵画や写真などの作品の展示会を、2階ギャラリーで行っています。展示の条件を満たせば、どなたでもご利用可能です。

## ■ちびっこコンサート～楽しい童謡ひろば

ご寄贈いただいたピアノを有効活用し、童謡を中心としたピアノ演奏による『ちびっこコンサート』を年4回開催しています。7月15日には115人の参加があり、大盛況でした。

詳しくは、図書館にお問い合わせください。



▲ちびっこコンサート

## ■図書貸出冊数の無制限(試行)

町民を対象に4月から、図書(一般書・児童書)を含めた資料について貸出無制限の試行を開始しました。

雑誌については10冊、視聴覚資料については従来どおり3点までとなります。

# 阿見町の地域貢献・ 社会貢献活動団体

町民活動推進課 ☎888-1111 (272) / 町民活動センター ☎888-2051

町民活動センターでは、町内で社会貢献・地域貢献の活動をしている団体情報を募集していますので、お気軽にご相談ください。

## 「NPO 法人 阿見ファントゥスポーツクラブ」

私たちは、サッカーを始めとしたスポーツの普及・強化を図り、地域の交流を活性化させ、心身ともに健全な社会づくりに寄与することを目的としています。2005年より活動を開始し、2008年に法人化、現在は3つの部門に分けて、年に数回イベントやサッカー大会の運営・協力を行っています。

「サッカークラブ」は、大人のチーム・中学生チーム・女子チーム(全年代)があり、定期的に活動しサッカー協会主催の公式リーグ戦などに参加しています。「阿見ファントゥフットボールスクール」は、サッカー普及を主な目的とし、年中～小学6年生を対象に(火曜～金曜)年間を通して楽しく活動しています。「FC. ALLEGRIA (アレッグリア)」は、2011年に発足した新しいクラブで、小学生を対象に(土曜・日曜・祝日)サッカーの普及・強化はもちろん、集団行動で養われるものを大切に活動しています。

今後は、スポーツの普及に力をより注ぐためにも、地域の幼児年代への巡回教室や幅広い年代へのアプローチを行っていきたくと考えています。私たちと一緒にスポーツを楽しみませんか。クラブ員を随時募集しています。



▲クラブ員と保護者の皆さん

活動場所 町総合運動公園

問合せ NPO 法人 阿見ファントゥスポーツクラブ 登坂 ☎090-2659-7024

### 活動報告コーナー

#### ●折り紙の講習会での交流

町国際交流協会から、友好都市との文化交流事業の一つとして訪れた人たちに折り紙を教えたいので、講師を紹介してほしいとの相談がありました。そこで、地域で「折り紙教室」を開催している「NPO 法人 AMI&YOU」に折り紙の講習会を依頼しました。偶然にもその場に、町民活動センターで中国語を通して日中の文化等を勉強している阿見日中交流会も同席していたことから、講習会に参加することになりました。



▲熱心に教わる町国際交流協会メンバー

町国際交流協会が6月28日に中央公民館で行った講習会では、「NPO 法人 AMI&YOU」のメンバーが講師となり、阿見日中交流会のメンバーが折り方用語の中国語訳を用意して、折って遊ぶことのできる「こま」や小さなプレゼントボックスを折りながら、三者で交流を行いました。

#### ●犬と猫の譲渡会を開催

「NPO 法人 動物の愛護と福祉と共生社会を考える 茨城県・犬猫共存推進会」が、7月19日にマイアミショッピングセンターにて、犬と猫の譲渡会を開催しました。会場にはたくさんの人が集まり、3件の希望(譲渡予定)がありました。今後は毎月開催する予定です。

問合せ NPO 法人 動物の愛護と福祉と共生社会を考える 茨城県・犬猫共存推進会 吉原 ☎090-1618-2331

# 予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ：<http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

予科練平和記念館 ☎891-3344 業務時間：月曜日を除く午前9時～午後5時

## 特別企画展「Leyte ～予科練生が見たレイテ沖海戦～」開催中

- ▼期日：9月2日(火)～11月30日(日)
- ▼場所：予科練平和記念館 20世紀ホール
- ▼内容：昭和19年(1944)10月、旧日本海軍は、フィリピンにて連合軍に総力戦を挑み、敗れ去りました  
この戦いで初めて行われた零戦による特攻には、予科練出身者が名を連ねるなど「レイテ沖海戦」には多くの予科練出身者が参加しています  
予科練出身者の体験を軸に、レイテ沖海戦をご紹介します
- ▼観覧料：常設展チケットでご覧いただけます



▲レイテ海戦（関機突入・セントロー）

## 『JAF 共催子ども向けイベント』開催

- ▼期日：9月13日(土)
- ▼時間：午前10時～午後4時(予定)
- ▼場所：予科練平和記念館ラウンジ・エントランス前
- ▼内容：親子で、友だち同士で思いきり楽しもう！
  - ▼屋外：シートベルトコンビンサー・ミニSL
  - ▼屋内：読み聞かせ・子ども安全免許証・子どもの遊び
- ▼参加料：無料
  - ※町内の小中学生を含め、小学生以下は館内見学も無料です
  - ※JAF会員は、当日の観覧料金が半額となります(JAFカード1枚につき5名様まで割引)
- ▼その他：事前予約不要



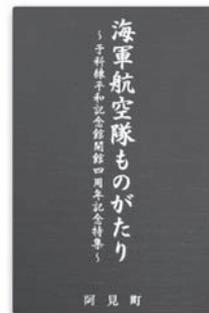
▲今年のイベントの様子

## 出版物の販売について『海軍航空隊ものがたり』

阿見町予科練歴史調査委員が中心となって編纂した、「阿見と予科練」「続阿見と予科練」の続編となる第三弾の本「海軍航空隊ものがたり」が、予科練平和記念館内売店で販売しております。

全国から阿見町に参集した予科練習生や飛行予備学生の教育、卒業後の勤務や戦いの様子、戦死の状況など、さらに阿見町の兵役、予科練平和記念館の開館後現在までの軌跡などを紹介したもので、当事者へのインタビュー記事など多岐にわたった内容となっています。

- ▼定価：3,500円(税込)



## ◎学芸員のつぶやき

現在、開催中の展覧会では昭和19年10月に起きた「レイテ沖海戦」と予科練出身者の関わりをご紹介します。このフィリピンにおける戦いに行き着くまでには、7月にサイパンが、8月にテニアン、グアムが陥落し、9月にはグアムとフィリピンの中間に位置するペリリュー島(現在のパラオ共和国)が戦場と化しています。一步一步、状況が変化していくことが分かります。

予科練平和記念館も前進のために一步の歩みを大切にしたいと考えています。

# お知らせ

Information

## ■水痘・高齢者肺炎球菌予防接種の定期予防接種化

水痘(水ぼうそう)・高齢者肺炎球菌予防接種が、10月1日から定期予防接種になります。対象になる人には、通知書を送付します。申請書類等の詳細は、左記にお問い合わせください。

### ●水痘(水ぼうそう)

▼対象年齢と接種回数 ▼生後1歳から3歳未満・2回 ▼3歳から5歳未満・1回

▼接種費用 無料 ※定期接種として接種した場合

### ●高齢者肺炎球菌

▼対象年齢と接種回数 ①平成26年度中に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳・101歳以上の人 ②60歳未満で心臓・腎臓・呼吸器疾患・ヒト免疫不全ウイルスによる疾患で身体障害者手帳1級を取得している人

※②の人には、通知はしませんので、接種を希望する人は左記にお問い合わせください

▼助成金額 3000円

▼助成回数 1人につき生涯1回のみ

## ●対象者以外で高齢者肺炎球菌予防接種を受ける場合

町では、町内在住者で高齢者肺炎球菌ワクチンを接種した65歳以上の人に接種費用の一部を助成します。ご利用ください。

▼助成金額 3000円

▼助成回数 1人につき生涯1回のみ

▼助成の手続き 全額自費で高齢者肺炎球菌ワクチン接種後に、健康づくり課にて申請

▼問合せ 健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎8881-2940

## ■「都市計画に関する公聴会」開催

阿見吉原地区における土浦・阿見都市計画用途地域の変更(案)を作成するにあたり、皆さんからの意見をいただくため、公聴会を開催します。

公聴会は、公述申出人がいる場合にのみ開催します。

▼期日 10月10日(金)

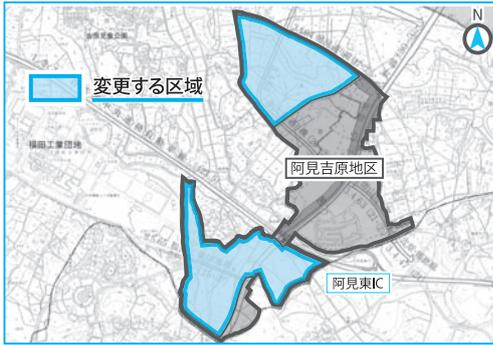
▼時間 午前10時から

▼場所 役場3階301会議室

▼内容 用途地域の変更▼変更する地区：阿見吉原地区(左図参照)

▼原案の閲覧 9月22日(月)～10月2日(木)の間、都市計画課窓口において閲覧できます ※土日・祝祭日を除く

▼申出方法 原案の内容に対して公聴会で意見を述べること希望する場合、9月22日(月)～10月2日(木)の間に、公述申出書(都市計画課に備え付け)を郵送または直接左記へ提出する ※郵送の場合は10月2日(木)必着



▼提出先 〒300-0039 阿見町中央一丁目1番1号阿見町長天田富司男あて(都市計画課扱い)

▼問合せ 都市計画課 ☎888-1111 (231・246)

## ■「家族介護支援事業」参加者募集

▼期日 10月9日(木)

▼時間 午前10時～午後3時

▼場所 国営ひたち海浜公園他  
▼内容 国営ひたち海浜公園の花鑑賞と那珂湊おさかな市場

▼対象 町内居住および在宅で高齢者等を介護している人

▼募集人数 20人(定員で締切)

▼参加料 705円(昼食代含む) ※65歳以上は605円

▼申込期間 9月26日(金)まで ※土日・祝日を除く

▼申込方法 電話または直接左記に申し込む

▼問合せ 町地域包括支援センター ☎887-8124

## ■町シルバー人材センター入会説明会開催

▼日時 9月16日(火)

▼時間 午前10時～正午

▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館「さわやかセンター」別館)

▼対象 当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人が対象(入会承認制)

▼問合せ (公社)町シルバー人材センター ☎888-2036

〈広告欄〉

住まいのことなら 美都住建へ

家の耐震等が心配という方には、当社のホームウェル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。

土台と梁、桁、柱を優待した構造用下地材で固定するため耐力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます!!

●新築住宅に関する事は 美都住建 検索

建築業知事免許(般-24)第22375号 【本社】阿見町実穀1283-10 TEL.029-842-7196

(株)美都住建 【陶板浴 和】阿見町中央1-5-32

住まいプロ ホームウェル 住まいプロホームウェル美都和

おすすめの1dayリフォーム商品

住まいのプロ集団!

日本最大級の住宅設備機・建材メーカー LIXIL が運営する、安心して品質の高いリフォーム加盟店です。全国の厳しい審査に合格した優良工務店が加盟するフランチャイズチェーンです。

茨城県知事免許(4)第5548号 阿見町中央1-5-32 TEL.029-891-2200

# お知らせ

Information

## ■児童手当の手続きはお済みですか

児童手当を受給している人は、毎年6月に受給要件を確認するために、『児童手当現況届』を提出することになっています。

6月に町から送付した『児童手当現況届』をまだ提出されていない人は、至急提出をお願いします。この届を提出しないと、受給資格があっても6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

▼問合せ 児童福祉課児童福祉係 ☎888-1111(177)

## ■「甲種防火管理新規講習会」開催

▼期日 10月16日(木)・17日(金)  
▼時間 午前9時30分～午後5時  
▼場所 本郷ふれあいセンター2階会議室

▼対象 原則として消防法施行令別表第一の事業所に勤務する人  
▼募集人数 32人(定員で締切)  
▼申込方法 9月25日(木)午前9時から午後1時までは、本郷ふれあいセンター2階会議

室で、印鑑を持参して申し込む。それ以降は、消防本部予防課で受付 ※申込用紙は、町ホームページからダウンロードするか、申込当日に配布

▼その他 ▼テキスト代として4550円を負担▼郵送・電話等による申し込みは不可  
▼問合せ 町消防本部予防課 ☎887-5955

## ■「少年少女サッカー教室」参加者募集

▼期日 9月14日(日)  
▼時間 午後5時30分～7時30分(受付5時から)

▼場所 総合運動公園野球場 ※小雨決行。荒天時は阿見体育館(中央8-4-1)  
▼講師 鹿島アントラーズ 柴崎岳選手(変更の場合あり) 他選手1名およびスクールコーチ数名

▼対象 町内在住の中学生  
▼募集人数 200人  
▼参加料 無料  
▼申込期間 9月2日(金)～10日(水) 受付時間:午前9時

午後5時 ※月曜日を除く  
▼申込方法 住所・氏名(フリガナ)・性別・電話番号・学校名・学年・所属団体を明記して、①②の方法により、ファクシミリまたは直接左記に申し込み。ファクシミリで申し込みの場合は『少年少女サッカー教室参加申込』と明記する

①町内のサッカースポーツ少年団に所属している人は所属少年団を通して申し込み  
②町内のスポーツ少年団に所属していない人は個別に申し込み  
▼その他 サッカーボールを持参のうえ、運動できる服装(ユニフォーム・ジャージ等)でお越しください

▼問合せ 生涯学習課社会体育係(中央公民館内) ☎888-2526 FAX 888-00032

## ■「町民野球大会」参加チーム募集

▼期日 10月5日(日)・13日(月)・19日(日) ※予備日:26日(日)

▼場所 町民球場ほか  
▼参加資格 ▼町内在住・在勤・在学または近隣市町村の人  
▼参加料 1チーム5000円 ※抽選会受付時に徴収

▼抽選会 9月27日(土)午後7時中央公民館1階多目的室

## ■町内産農産物の放射能測定結果

町内産農産物について、『食品放射能測定システム』により放射性物質の測定を無料で行っています。7月の測定結果(合計10検体)については、左記のとおりです。なお、( )内数字は、測定検体数を表します。

▼不検出 カボチャ・キュウリ・ジャガイモ・スイカ・タマネギ・トマト・ナス・ブドウ(皮付き)・ブラックベリー・ブルーベリー  
▼基準値内のもの 無し  
▼基準値を超えたもの 無し  
※『不検出』とは、『検出限界値』未満であることを表し、おおむね25ベクレル毎キログラムになります

※『新基準値』……穀類・肉・魚・野菜などの『一般食品』は100ベクレル毎キログラムです

▼食品放射能測定の申込方法 電話または直接左記に申し込み。測定料金は無料。

▼問合せ 農業振興課 ☎888-1111(183)

▼申込方法 9月20日(土)までに、電話で左記に申し込み  
▼問合せ 町体育協会事務局(生涯学習課内) ☎888-2526

〈広告欄〉

9月19日(金)発売

# オータムジャンボ宝くじ

# 3億9千万円

1枚300円  
1等・前後賞合わせて

●1等…3億3,000万円×13本 前後賞…各3,000万円×26本(発売総額390億円・13ユニットの場合) ★この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。★宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入願います。

●発売期間/9月19日(金)～10月10日(金) ●抽せん日/10月17日(金)

宝くじに関するお問合せ/03-3535-9033[みずほ銀行] 公益財団法人 茨城県市町村振興協会

**売り切れしだい発売終了!**

## 『まちのニュース・町長日記』



### 『スーペリア市使節団が来町』

阿見町との姉妹都市である米国ウィスコンシン州スーペリア市使節団の12人の皆さんが7月31日から8月6日までの7日間の日程で来町されました。使節団のメンバーは、ブルース・ヘーゲン市長ご夫妻と娘さん、秘書のラニー・ギルさん、獣医師のロバート・マクレランさんのほか、ホームステイをされる中学・高校生たちも来られました。

今回は、日本文化でおもてなしをテーマに町内のお寺での座禅のほか、そろばん・和菓子づくり体験などもしていただきました。

まい・あみ・まつりでは、ステージでの紹介と演奏・御神輿・盆踊りにも参加され、町民との交流を十分に楽しまれたことと思います。これからも姉妹都市である米国スーペリア市との交流に力を入れていきたいと思えます。

阿見町長 天田富司男



## ●定例相談●

**人権相談／行政相談** 日時:10月2日(木)・11月6日(木)午前10時～午後3時／場所:役場3階305会議室

**問い合わせ** 総務課 ☎888-1111(215)

**子育て相談** 電話・来所相談:月～金曜日午前9時～午後4時／場所:中郷保育所内／訪問相談:随時受付

**問い合わせ** 地域子育て支援センター ☎891-2772

**教育相談** 日時:火～金曜日午前9時～午後3時／場所:図書館となり

**問い合わせ** 教育相談センター ☎888-1225

**心配ごと相談** 日時:水曜日午後1時～4時／**弁護士相談**:月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心配ごと相談で要予約)／場所:総合保健福祉会館相談室

**問い合わせ** 町社会福祉協議会 ☎887-0084

**高齢者総合相談** 日時:月～金曜日午前8時30分～午後5時15分／場所:町社会福祉協議会内

**問い合わせ** 町地域包括支援センター ☎887-8124

**消費者相談** 日時:月～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時／場所:役場1階町消費生活センター

**問い合わせ** 町消費生活センター ☎888-1871

**交通事故相談** 日時:月～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時45分／**弁護士相談**:水曜日午後1時～4時[要予約]／場所:県土浦合同庁舎

**問い合わせ** 県南地方交通事故相談所 ☎823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

## ●人口と世帯●

- 総人口 47,899人 (+ 64) ▽8月1日現在
- 男性 23,767人 (+ 29) ▽常住人口ベース
- 女性 24,132人 (+ 35) ▽( )内は前月比
- 世帯数 18,773世帯 (+ 37) ▽情報政策課調べ

### 9月の納税等

国民健康保険税(3期)  
後期高齢者医療保険料(3期)  
納期限 9月30日(火)

### 10月の納税等

町・県民税(3期)  
国民健康保険税(4期)  
後期高齢者医療保険料(4期)  
介護保険料(4期)  
納期限 10月31日(金)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

### 交通事故発生状況 7月(年累計)

消防署調べ	急病	112件(714)
出場件数 165件(1100)	交通事故	18件(122)
	一般負傷	21件(158)
<b>※救急車の適正な利用を</b>	その他	14件(106)
<b>お願いします</b>	合計	165件(1100)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼**公共施設**:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼**その他の施設**:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店



ご来場ありがとうございました

